

## 県立高等学校の風水害時の緊急避難場所としての使用に係る協定書の見直しを行いました

令和元年東日本台風対応の教訓などを踏まえ、神奈川県教育委員会等と協議を行い、県立高等学校の風水害時の緊急避難場所としての使用に係る協定書の見直しを行い、新たに締結しましたのでお知らせします。

### 1 協定書の見直しの概要等

市内の県立高等学校については、学校ごとに、消防等の関係機関の活動拠点又は震災時の一時避難場所としての使用について協定書を締結していますが、必要性等の高い地域の県立高等学校を対象校として検討、調整を行い、次のとおり見直しを行いました。

#### ※ 一時避難場所

地域住民等が震災から身の安全の確保を図るため一時的に避難する場所

#### (1) 見直しの概要

風水害時の緊急避難場所として使用する旨の規定を追加し、併せて使用施設、使用期間等の必要な規定の整備を行いました。

#### ※ 風水害時の緊急避難場所

住民等が洪水等から命を守るために緊急的に避難する施設

#### (2) 締結日

令和3年8月31日（火）

### 2 対象校等

#### (1) 対象校

県立向の岡工業高等学校（多摩区堰1-28-1）

県立多摩高等学校（多摩区宿河原5-14-1）

#### (2) 見直しに至った経緯等

ア 令和元年東日本台風において、近隣の緊急避難場所に多くの避難者が避難してきたこと。

イ 向の岡工業高等学校については、市民等からも風水害時の緊急避難場所としての利用の要望が出されていること。

ウ 多摩高等学校は、多摩区宿河原に所在し、向の岡工業高等学校に近接しているため、両校を利用することにより効果的な避難場所の確保が可能になると考えられること。

#### (3) 緊急避難場所として開設する場合

大規模な台風等により、多摩川に係る「洪水の避難指示」等の発令をする場合に、学校と調整の上、開設します。

### 3 添付資料

別紙1 新旧対照表（向の岡工業高等学校）

別紙2 新旧対照表（多摩高等学校）

問合せ先  
川崎市総務企画局危機管理室  
担当：森  
電話：044-200-0561

## 県立向の岡工業高等学校に係る協定書 新旧対象表

改正後	改正前
<p>災害時における一時避難場所及び緊急避難場所としての施設使用に関する協定書</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立向の岡工業高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所及び緊急避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>一時避難場所</u>  <u>災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。</u></p> <p>(2) <u>緊急避難場所</u>  <u>風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。</u></p> <p>(使用施設)</p> <p>第3条 一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) グラウンド  (2) 学校が指定する校内の施設の一部</p>	<p>災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立向の岡工業高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この協定において、「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所または広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。</u></p> <p>(使用施設)</p> <p>第3条 一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) グラウンド  (2) 学校が指定する校内の施設の一部</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>緊急避難場所として使用する施設は、前項第2号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(施設の使用)</p> <p>第4条 甲は、第3条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所<u>又は緊急避難場所として</u>使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式1）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送付するものとする。</p> <p>2 <u>乙は、住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式2）により速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに施設使用報告書を送付するものとする。</u></p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、<u>使用施設の使用</u>に必要な鍵を受領することができる。</p> <p>2 甲は、乙から受領した<u>使用施設の使用</u>に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。</p> <p>(使用期間)</p> <p>第6条 <u>使用施設を使用する期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)一時避難場所</p>	<p>(施設の使用)</p> <p>第4条 甲は、第3条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式1）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。</p> <p>2 住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式2）により速やかに甲に連絡するものとする。</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設に必要な鍵を受領することができる。</p> <p>2 甲は、乙から受領した使用施設に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。</p> <p>(使用期間)</p> <p>第6条 <u>使用期間は、第4条による使用開始から避難者が避難所等へ避難するまでの最大3日間程度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第4条による使用開始から避難者が避難所等へ避難するまでの最大3日間程度とする。ただし、被災状況に応じ、<u>甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。</u></u></p> <p><u>(2)緊急避難場所</u></p> <p><u>第4条第1項による使用開始から最大5日間程度とする。ただし、被災状況に応じ、<u>甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。</u></u></p> <p>(費用負担)</p> <p>第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。</p> <p>(使用施設等の原状復旧)</p> <p>第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。</p> <p>2 前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、<u>一時避難場所又は緊急避難場所</u>として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、<u>甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。</u></p> <p>(免責)</p> <p>第9条 乙は、施設を<u>一時避難場所又は緊急避難場所</u>として避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。</p> <p>(施設変更等の報告)</p> <p>第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生</p>	<p>(費用負担)</p> <p>第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。</p> <p>(使用施設等の原状復旧)</p> <p>第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。</p> <p>2 前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、一時避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、<u>甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。</u></p> <p>(免責)</p> <p>第9条 乙は、施設を一時避難場所として避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。</p> <p>(施設変更等の報告)</p> <p>第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生</p>

改正後	改正前
<p>じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。</p> <p>(連絡担当等)</p> <p>第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び多摩区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立向の岡工業高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。</p> <p>2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この協定は、<u>締結の日から施行する。</u></p> <p>2 「災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書」(平成25年10月16日締結)は、<u>廃止する。</u></p> <p>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。</p> <p>令和3年 月 日</p>	<p>じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。</p> <p>(連絡担当等)</p> <p>第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び高津区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立向の岡工業高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。</p> <p>2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。</p> <p>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。</p> <p>平成25年10月16日</p>

改正後	改正前
<p>甲 <u>川崎市川崎区宮本町1番地</u> 川崎市 川崎市長 <u>福田 紀彦</u></p> <p>乙 川崎市多摩区堰1丁目28番1号 神奈川県立向の岡工業高等学校 学校長 <u>居石 博幸</u></p>	<p>甲 川崎市 川崎市長 <u>阿部 孝夫</u></p> <p>乙 川崎市多摩区堰1丁目28番1号 神奈川県立向の岡工業高等学校 学校長 <u>後藤 宗治</u></p>

改正後

改正前

様式 1

年 月 日

神奈川県立向の岡工業高等学校長 様

川崎市長

施設使用依頼書

神奈川県立向の岡工業高等学校の所有する施設について、「災害時における一時避難場所及び緊急避難場所としての施設使用に関する協定書」第4条第1項に基づき、次のとおり依頼します。

災害の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用区分	<input type="checkbox"/> 一時避難場所 <input type="checkbox"/> 緊急避難場所
使用開始予定日	年 月 日から
備 考	

連絡担当者：

様式 1

平成 年 月 日

神奈川県立向の岡工業高等学校長 様

川崎市長

施設使用依頼書

神奈川県立向の岡工業高等学校の所有するグラウンド等について、「災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書」第4条第1項に基づき、次のとおり依頼します。

災害等の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用開始予定日	平成 年 月 日から
備 考	

連絡担当者：

改正後

改正前

様式 2

様式 2

年 月 日

平成 年 月 日

川崎市長 宛て

川崎市長 様

神奈川県立向の岡工業高等学校長

神奈川県立向の岡工業高等学校長

施設使用報告書

施設使用報告書

神奈川県立向の岡工業高等学校の所有する施設について、「災害時における一時避難場所及び緊急避難場所としての施設使用に関する協定書」第4条第2項に基づき、次のとおり報告します。

神奈川県立向の岡工業高等学校の所有するグラウンド等について、「災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書」第4条第2項に基づき、次のとおり報告します。

災害の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用開始日	年 月 日から
備考	

災害等の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用開始日	平成 年 月 日から
備考	

連絡担当者：

連絡担当者：



## 県立多摩高等学校に係る協定書 新旧対象表

改正後	改正前
<p>災害時における<u>活動拠点等</u>としての施設使用に関する協定書</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 川崎市(以下「甲」という。)及び神奈川県立多摩高等学校(以下「乙」という。)は、乙が管理する施設(以下「施設」という。)を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、<u>活動拠点、一時避難場所及び緊急避難場所</u>として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>活動拠点</u> 警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都縣市等からの応援職員(以下「活動者」という。)に対し、活動環境を整備するため、宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。</p> <p>(2) <u>一時避難場所</u> 災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。</p> <p>(3) <u>緊急避難場所</u> 風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。</p> <p>(使用施設)</p> <p>第3条 <u>活動拠点又は一時避難場所</u>として使用する施設は、次の各号に</p>	<p>災害時における<u>活動拠点</u>としての施設使用に関する協定書</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 川崎市(以下「甲」という。)及び神奈川県立多摩高等学校(以下「乙」という。)は、乙が管理する施設(以下「施設」という。)を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、<u>活動拠点</u>として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この協定において、「活動拠点」とは、警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都縣市等からの応援職員(以下「活動者」という。)に対し、活動環境を整備するため、宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。</u></p> <p>(使用施設)</p> <p>第3条 <u>活動拠点</u>として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとす</p>

改正後	改正前
<p>定めるとおりとする。</p> <p>(1) グラウンド (2) 体育館 (3) 学校が指定する校内の施設の一部</p> <p>2 緊急避難場所として使用する施設は、前項第3号に定めるとおりとする。</p> <p>(施設の使用)</p> <p>第4条 甲は、第3条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を活動拠点又は緊急避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式1）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送付するものとする。</p> <p>2 乙は、<u>住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式2）により速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに施設使用報告書を送付するものとする。</u></p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設の使用に必要な鍵を受領することができる。</p> <p>2 甲は、乙から受領した使用施設の使用に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。</p> <p>(使用期間)</p>	<p>る。</p> <p>(1) グラウンド (2) 体育館 (3) 学校が指定する校内の施設の一部</p> <p>(施設の使用)</p> <p>第4条 甲は、第3条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を活動拠点として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式1）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。</p> <p>2 乙は、<u>自発的に避難した市民（以下「避難者」という。）から使用施設の使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用させることができる。この場合は、乙は施設使用報告書（様式2）により速やかに甲に連絡するものとする。</u></p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設に必要な鍵を受領することができる。</p> <p>2 甲は、乙から受領した使用施設に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。</p> <p>(使用期間)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 使用施設を使用する期間（以下「使用期間」という。）は、<u>次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u>ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。</p> <p>(1)活動拠点 第4条第1項による使用開始から原則として60日以内</p> <p>(2)一時避難場所 第4条第2項による使用開始から原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大3日間程度</p> <p>(3)緊急避難場所 第4条第1項による使用開始から最大5日間程度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。</p> <p>(使用施設等の原状復旧)</p> <p>第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。</p> <p>2 前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、<u>活動拠点、一時避難場所又は緊急避難場所</u>として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。</p>	<p>第6条 <u>活動拠点等としての使用期間は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。</u></p> <p>(1) <u>活動拠点としての使用期間は、原則として60日以内とする。</u></p> <p>(2) <u>第4条第2項により、市民が避難した場合の使用期間は、原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大3日間程度とする。</u></p> <p>(費用負担)</p> <p>第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。</p> <p>(使用施設等の原状復旧)</p> <p>第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。</p> <p>2 前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、活動拠点として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(免責)</p> <p>第9条乙は、施設を活動拠点、一時避難場所又は緊急避難場所として活動者又は避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。</p>	<p>(免責)</p> <p>第9条 乙は、施設を活動拠点等として活動者及び避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。</p>
<p>(施設変更等の報告)</p> <p>第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。</p>	<p>(施設変更等の報告)</p> <p>第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。</p>
<p>(連絡担当等)</p> <p>第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び多摩区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立多摩高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。</p>	<p>(連絡担当等)</p> <p>第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び多摩区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立多摩高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。</p>
<p>(協議事項等)</p> <p>第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。</p>	<p>(協議事項等)</p> <p>第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。</p>
<p>(有効期間)</p> <p>第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。</p> <p>2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。</p>	<p>(有効期間)</p> <p>第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。</p> <p>2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p>1 この協定は、締結の日から施行する。</p>	

改正後	改正前
<p>2 「災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書」(平成25年10月17日締結)は、<u>廃止する。</u></p> <p>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。</p> <p>令和3年 月 日</p> <p>甲 <u>川崎市川崎区宮本町1番地</u> 川崎市 川崎市長 <u>福田 紀彦</u></p> <p>乙 川崎市多摩区宿河原5-14-1 神奈川県立多摩高等学校 学校長 <u>野田 麻由美</u></p>	<p>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。</p> <p>平成25年10月17日</p> <p>甲 川崎市 川崎市長 <u>阿部 孝夫</u></p> <p>乙 川崎市多摩区宿河原5-14-1 神奈川県立多摩高等学校 学校長 <u>三辻 訓</u></p>

改正後

改正前

様式 1

年 月 日

神奈川県立多摩高等学校長 様

川崎市長

施設使用依頼書

神奈川県立多摩高等学校の所有する施設について、「災害時における活動拠点等としての施設使用に関する協定書」第4条第1項に基づき、次のとおり依頼します。

災害の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用区分	<input type="checkbox"/> 活動拠点 <input type="checkbox"/> 緊急避難場所
使用開始予定日	年 月 日から
備 考	

連絡担当者：

様式 1

平成 年 月 日

神奈川県立多摩高等学校長 様

川崎市長

施設使用依頼書

神奈川県立多摩高等学校の所有するグラウンド及び体育館等について、「災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書」第4条第1項に基づき、次のとおり依頼します。

災害等の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用開始予定日	平成 年 月 日から
備 考	

連絡担当者：

改正後

改正前

様式 2

様式 2

年 月 日

平成 年 月 日

川崎市長 宛て

川崎市長 様

神奈川県立多摩高等学校長

神奈川県立多摩高等学校長

施設使用報告書

施設使用報告書

神奈川県立多摩高等学校の所有する施設について、「災害時における活動拠点等としての施設使用に関する協定書」第4条第2項に基づき、次のとおり報告します。

神奈川県立多摩高等学校の所有するグラウンド及び体育館等について、「災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書」第4条第2項に基づき、次のとおり報告します。

災害の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用開始日	年 月 日から
備考	

災害等の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用開始日	平成 年 月 日から
備考	

連絡担当者：

連絡担当者：